

令和2年1月第3回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和2年1月23日第3回亶理町議会臨時会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 1 号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例
- 日程第 5 議案第 2 号 亶理町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に  
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度  
（復交）町道荒浜江下線道路新設工事）
- 日程第 8 議案第 5 号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 9 議案第 6 号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第10 議案第 7 号 令和元年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第11 議案第 8 号 令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第5  
号）
- 日程第12 議案第 9 号 令和元年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第13 議案第10号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第15 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため町執行部から議場での写真撮影の申し入れを許可いたしておりますので、ご了承願います。

これより令和2年1月第3回亙理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、11番 森 義洋議員、12番 渡邊健一議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案10件及び報告2件、合計12件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、令和2年第3回亶理町議会臨時会の議案の説明をさせていただきます。

本日、第3回亶理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案10件及び報告2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件につきましてその概要を説明申し上げます。

議案第1号「亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、令和元年8月7日付人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第3号「亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、令和元年8月7日付人事院勧告による特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、それぞれの期末手当について改正を行うものであります。

議案第4号「工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事）」につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第5号「令和元年度亶理町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,074万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億9,955万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出の各款にわたり職員人件費及び各種特別会計操

出金の補正を行っておりますが、これは4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

また、職員人件費関係以外の補正につきましては、第8款土木費の防災集団移転促進事業費におきまして、亘理町江下団地の防災調整池にポンプ施設を整備するための設計業務委託料480万円を追加補正するものであります。

歳入予算につきましては、今回の補正に係る調整財源として、18款繰入金において財政調整基金繰入金2,074万1,000円を減額補正するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、亘理町江下団地防災調整池ポンプ施設設計業務委託について、年度内に完了することが難しいことから、令和2年度に繰り越すための限度額を設定するものであります。

議案第6号「令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,052万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、一般管理費における職員人件費344万9,000円を減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第7号「令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,835万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、一般管理費における職員人件費50万1,000円を減額補正するものであり、その財源としての一般会計繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第8号「令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億785万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、一般管理費、地域支援事業管理費における職員人件

費を合わせて81万2,000円を追加補正するものであり、その財源として、国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金、合わせて79万7,000円を追加補正するものであります。また、歳入歳出差し引きにより歳入不足が生じるため、歳出における介護給付費準備基金積立金1万5,000円を減額補正するものであります。

議案第9号「令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,508万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、他の会計と同様に4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により、一般管理費における職員人件費109万円を追加補正するものであり、その財源として一般会計繰入金を同額追加補正するものであります。

議案第10号「令和元年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきまして、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により職員人件費149万8,000円を追加するほか、額の確定に伴い企業債利息260万円を減額するものを合わせて、総額8億7,127万1,000円とするものであります。

最後に、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和元年12月11日に専決処分したものであります。

報告第2号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度亙理町立亙理中学校空調設備改修工事（繰越）において、工事内容の変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和元年12月13日に専決処分したものであり、報告第1号及び報告第2号の2件の案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告をするものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、早速、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書、新旧対照表とも1ページとなります。お開きをお願いいたします。

初めに、議案書1ページをごらんいただきます。

第1条、亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が10月から11月にかけて審議され、11月22日に公布されたことにより、その改正に伴い本町の条例を改正するものでございます。人事院勧告の改正の背景については、月例給で4月時点において民間給与と国家公務員給与を比較し、民間給与が平均額387円、0.09%上回っているものとなっております。また、特別給でありますボーナスにおいても、民間の支給割合が4.51月に対し、公務員の支給割合が4.45月と0.06月上回るものとなっております、この差を埋めるための改正を行うものでございます。

さらに、住居手当の見直しを行うものとなり、手当の支給対象となる家賃の下限額を引き上げるとともに、手当額の上限の引き上げを行うものとなります。

説明については、まず新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条関係でございます。亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

初めに、1ページの下段となりますが、第17条、勤勉手当につきましては、12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、アンダーラインの部分、現



行の100分の92.5から、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5に改正するものですが、令和元年度の12月の勤勉手当を遡及するための改正となります。

また議案書1ページに戻っていただきたいと思います。

議案書の中段となりますが、別表第1を次のように改めるものとなります。

なお、給料表においても、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度に係る初任給で1,500円、高卒程度で初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ30歳代半ばまでが在職する号俸について所要の改定を行っております。

別表第1を次のように改めるということで、別表第1（第3条関係）行政職給料表となりますが、この1ページから7ページの上段までとなりますので、あと確認をお願いしたいと思います。

また済みません、新旧対照表のほうに戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条関係、同じく亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。住居手当につきましては、住居手当の支給対象となる家賃の下限額を4,000円引き上げ、住居手当の上限額を1,000円引き上げる改正となります。

第9条の4第1項、アンダーラインの部分となりますが、現行借り受け月額1万2,000円をただいまの説明のとおり4,000円引き上げ1万6,000円に改正するものとなります。次の第2項、区分関係においては、第1号、現行において月額2万3,000円を2万7,000円に、1万2,000円を1万6,000円にそれぞれ4,000円引き上げるものであります。第2号においても、住居手当の支給対象の家賃下限額を4,000円引き上げ2万3,000円を2万7,000円に、住居手当の上限額を1,000円引き上げ1万6,000円から1万7,000円にそれぞれ改正するものでございます。

次の下のページになりますが、3ページに移りまして、また下段を見ていただきたいんですが、第17条第2項第1号、現行6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を100分の95に改正するものについては、1ページ、先ほど第1条で説明しました12月の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げたものを令和2年度の6月と12月に振り分ける内容となります。

ここで、また議案書に戻っていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

議案書7ページの下段になりますが、第3条、亶理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、こちらの改正につきましては、さきの12月定例会で議決いただきました会計年度任用職員関係条例についても今回の給与条例の改正にあわせて改正するもので、別表第1（第4条関係）ですが、7ページの下段から10ページの上段までとなりますので、同様に改正するものでございます。10ページ上段の表の次の備考の内容については、記載のとおりとなりますが、ただし、第30条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与に規定する会計年度任用職員を除くこととなります。

次に、附則についてですが、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条及び附則第4項の規定は令和2年4月1日施行するものです。第2項、第1条の規定による改正後の亶理町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という）は、平成31年4月1日から適用するものとし、遡及するものでございます。第3項、給与の内払い、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第2項の規定による改正前の亶理町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものと定義するものでございます。次に10ページ下段から11ページ上段までとなりますが、第4項、住居手当に関する経過措置につきましては、手当の額が現在の額より2,000円を超え減額となる職員については、1年間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなりますが、2,000円を控除した額の住居手当を支給することとなります。なお、現時点の亶理町職員においては、該当となる職員はいない状況でございます。次の第1号、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の4第1項に該当しないこととなる職員とありますが、これについては、現在の住居手当は家賃の月額が1万2,000円を超える職員に対して支給しておりますが、改正後は家賃の月額が1万6,000円を超える職員に対して支給することとなるため、家賃の月額が1万2,000円を超え1万6,000円までの職員となります。続いて、第2号、旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の4第2項の規定により算出された住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員については、住居手当に係る家賃の月額が1万6,000円を超え2万7,000円未満の職員となります。次の第5項、前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は

規則で定めるものとなります。最後、第6項、委任につきましては、第4項及び第5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとなります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 何点かご質問をいたします。

今回、人事院勧告による民間との給与格差387円、0.09%、今ご説明がございました。そして、0.05カ月のボーナス分の給与水準の適正化を行うというふうなことでございます。初任給、若年層の引き上げと30代の給料表の改正の説明ではございますが、そこでお聞きいたします。20代と30代の年額給与の総額ですね、年間に換算した場合。先ほど月決め1,500円、2,000円とございましたが、ボーナスと年額のその上昇幅を足した20代と30代の年額総額はどれくらいになるのかというところが1点。

そしてあと、全職員の平均上昇額、年額に換算した場合どれくらいになるのかということをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、20代、30代の職員の関係でございますが、今回人事院勧告で若年層ということで、20代、30代ということになります。それで、20代、30代の職員につきましては、まず1級から3級までの職員ということになると思います。それで、給料ですけれども、給料については総額で大体一月当たりですと18万円ぐらいのようでございます。それを12カ月掛けると210万円ぐらいになると思われれます。あと、ボーナスの関係でございますが、ちょっとボーナスについては20代、30代の関係まとめておりませんで、申しわけございませんが、あと報告させていただいてよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 今、私質問したのは、今回上げ幅で年額に換算したらどれくらいになるのかという質問なんです。つまり合計額ですね。給与とそのボーナスを合わせて、30代、40代はどれくらいの上げ幅になるのかと、5万とか6万とか、それをお聞きした。次の質問にあわせてお答えいただきたいと思います。そして、あとあわせて全職員の平均は幾らかということでございます。じゃあ2問のほうで、

それもあわせてお願いします。

それで、2つ目なんですけど、今回、国家公務員との給与比較としてのラスパイレスになるわけですね。それで、今回の数値的なものはどれくらいの水準になるのかということが1点、そして、これまで山元町よりも下位にあった給与レベルなんですけど、今回でもって改善をしているのかという、この2点もあわせてお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 最初に、全職員といいますか、実際今回の人事院勧告については、先ほどちょっと説明足りなかったんですが、1級から3級までの職員の上昇となっております。全職員、我々の世代になると全然上がってはいないということになりますが、それを一応給与とボーナス合わせまして680万円ぐらいでございます。全体で680万円ぐらいでございます。

それから、ラスパイレスの関係でございますが、これについては、これも昨年と同様の質問ございましたが、まだ公表できないといいますか、公表されていない数字ですが、一応本町の分につきましては、平成30年度の公表値が90.8でございます。今年度、平成31年といいますか令和元年度の試算数値としては91.3ということで、0.5%上昇している状況でございます。

なお、県内の自治体の順位的なことを言いますと、仙台市とかは除きまして33ありますが、一応今のところ手持ちの資料で、公表といいますか出ているのは31番目同率の31番目ということで、下から3番目という形でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後の質問ですが、今回の人事院勧告は、平成26年から6年連続の給与の引き上げになるわけです。これまで景気が上向き民間の給与が上昇していたわけですが、それまでは前年に対してはマイナス勧告だったわけです。そこで、お聞きいたしますが、ここ6年間の勧告率を合計してみますと1.2%になるわけです、6年間。そうしますと、この6年間で、概算で結構なんですけど、平均の給与額は大体どれくらい上がっているのか。これ、財政当局になると思いますが、その辺、概算でわかる範囲で結構でございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 済みません。概算額でもその年その年で、これ、人事院勧告については、今回は例えば若年層に厚くというか、もうほとんど若年層しかないんですが、過去の状況を見ますと、全体的な底上げとかもございます。それから、退職した職員との関係とかありまして、各年度ごとの概算額をちょっとまだ試算といえますか、その当時の資料を全部見ればわかるんですけども、ちょっと出しておりませんので、あと確認はして、差し上げたいと思いますが、一応平成26年、議員おっしゃるとおり、平成26年から上がっておりまして、例えば平成26年が0.27、27年が0.36、28年が0.17、29年が0.15、平成30年が0.16、令和元年が、今回ですね、0.09となっております。概算額といえますか、先ほど申し上げましたとおり、今年度については先ほどの額なんですけど、昨年度も180万円ぐらい給与が上がったというふうなことで着実に上がってはきておりますけれども、ちょっと総額については、あと確認させていただいて、公表といえますか差し上げたいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今総務課長の話では、33市町村で31番目、国家公務員と比較してラスパイレスが91。亘理町でも給料の等級制で7級制にしたという経緯があります。やっぱり7級制にしてラスパイレス指数を上げると、そういう考えが基本的にあると思うんですけども、7級の職員が何人いて、6級の課長が何人いてというような形になると思う。7級は総務課長だけかな、多分聞いているところでは。そういう制度におさめているから31とか91%におさまっているの、これは課長になれば指定級として7級だと、そういう範囲の格付をしっかりとすれば、職員も張り合い出るし、士気も上がる。課長になれば7級になれるんだと、そういうような格付というのを町長が考えないと、いつまでもこの31、91%、これは上がらないんです、この人事院勧告だけでは。そういう抜本的な改革を町長はやる気があるかないかということをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 済みません。今の考え方といえますか、昇格の考え方だけ言わせていただきたいと思います。確かに今まで、これは人事的なことなので、昇格基準というのを一昨年から見直させていただきました。確かに一気にラスパイが上がれば、それはよろしいんですけども、やはり今人事評価とかも含めまして、

前よりはその昇格の基準の見直しを行って早目に給料が上がるような仕組みは今つくっているところでございます。今後のあと考え方については、町長のほうから答弁していただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま鈴木議員のほうからご質問あった件でございますが、これに関しましては、やはりあくまでもやる気というのは、職員のやる気を引き出すのには、やはり給与というものは大変必要なことでございます。今後、それを精査をしながら、少しでも職員の常々の仕事に前向きに取り組んでいただけるような給与体系、そして、5級、6級、7級が今課長職になっていますが、その辺も考えながら今後やっていきたいと思います。それで、なるべくラスパイレス指数のほう、こちらのほうを少しでも上げていけるような形にしますとともに、ただ、反対にそれによって財政が、今後の景気を見ながら、それに税収というのがすごく左右をされるわけでございますので、その辺を両方見ながら検討をしていきたいと思います。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに財政事情というのは厳しいのはあるけれども、それ以上にやっぱり稼ぐ職員、稼ぐ職員にはやっぱり待遇的にいい待遇をしてやらないと、いいアイデアも創意工夫も出てこないし、もっともっと稼げる職員になると思うんですね。要するに、費用は最小限で効果を上げるような対応としての一つの手段とすれば、せつかく課長になったと、課長になったら人事評価で、課長も人事評価をもらっているんだから、それなりの対応をしてやるべきだなと私は思うんですね。だから、そういうのは早急に、7級制度を設けて1人しか7級に該当する人がいないなんていう感覚じゃなくてですね。せめて半分ぐらいは7級になっているとか、年数が足りないのはまだちょっと待ってくれというような感じもあるけれども、7級制度をせつかくつくったんだから、半分以上は7級に該当するような昇級のあり方というのを考えていかないと、職員の士気というのはまだまだ出てこないし、いろいろなものもアイデアも出てこない。そうするような考え方を町長には持ってほしいなと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本当にただいま前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。この件に関しましては、今後とも精査をしながら検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、今ラスパイレス指数の関係で31位というふうなことをおっしゃったんですけども、前はラスを上げるためには、というよりもラスの問題というのは、任期付職員、ここが押し下げているんだという話だったわけですよ。任期付職員というのは減っているんだと思うんですけども、今現在ほどのくらいになっているのか。その関係がやっぱりそうだったのかどうかかわれば。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 前にも答弁しましたとおり、任期付職員の給料表というのは、再任用職員と同じで下のほうなんです。そういった中で、今年度までは任期付職員は18人在職しております。今のところなんです。来年で14人が任期切れとなりますので、一応今のところ来年は4人というふうにご考えているところでございます。その辺とかもラスパイレスの指数のところに反映は出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後に1つだけ。31位同率と言いましたけれども、31位どこと同率なのかわからないけれども、その31位より下、31位同率も含めて、そこだけを教えて、どこなのか教えて。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） あくまでも試算なんで、きちんとした順位が出ているわけじゃないんですけども、一応県のほうから出されている資料なのでお話し申し上げますが、31位の同率に本町と南三陸が91.3でございます。それから、一番下の33番目が山元町でございます。88.7というふうに一応試算としては出ているようでございます。

以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 私もラスパイレスの件でちょっとお話ししたいと思うんですが、先ほど総務課長のほうから、平成31年度、令和元年91.3%、5%の上昇と、こういうことで、他町のほう、どのようになっているかまた調べなきゃわからないということでしたけれども、一応私調べてみました。それで、見ますと28年度までしか載っていないんですね。30年度まで載っているところもあったんですけども、一応28年度ということで、山元町は92.5。そして柴田町、これが95.4。大河原町、これが95.4。村田町、ここが94.4。そしてまた川崎で94.0と、このように載っておりました。こういった点から見ますと、まだまだ亘理町は91.3ということで、5%アップといえども本当に低いと。やはりそういった中で、先ほども町長は財政も考えながらと、確かに財政は厳しいということをおっしゃってありますが、やはりやる気を起こさせるというのは何かということですね。それを考えながらいかないと、やはり今度はなかなかこちらのほうに募集にも来ないんじゃないかと、よその町のほうに行ってしまうんじゃないかと、こういうことがやはり私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 同じような答弁になってしまうんですが、一気にラスパイレス指数をちょっと上げるというのは、なかなか難しいところがございます。確かに28年の数字ということで鈴木議員おっしゃったとおり、どちらかというと仙南の区域については95%台というふうなことで出ているようでございます。本町においても、昨年も答弁いたしました、やはり95%台ぐらいまで、同規模の自治体といますか、柴田、大河原ぐらいまではラスパイレス指数について同率ぐらいに持っていきたいなと思っております。それで、職員の採用関係についても、その辺も踏まえまして今後ともいろんな面で努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ考えていただければ、本当に優秀な職員も入ってくるだろうと、皆さん優秀ですけども、またさらに優秀な方が入ってくるんじゃないかなと、私はこう思います。大河原町は、平成30年が出ていましたけれども、これは95.5でした。ですから、やはりここまで一気に持っていこうということではなくて、少しずつでもいいですから、やはり考えていただきたいと、このように思ってお



ります。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 鈴木議員おっしゃるように、先ほど申しあげました昇格基準の見直しを行っておりますし、そういったことも踏まえて、二、三年後ぐらいにはそれに近づけるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第5、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書12ページ、新旧対照表は4ページとなります。お開きをお願いいたします。

初めに、議案書12ページをごらんいただきたいと思います。

亙理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、職員給与の関係と同様に令和元年8月7日付の人事院勧告による特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことにより、改正を行うものでございます。改正の概要としては、人事院勧告の内容に合わせ期末手当の割合を1年間で0.05月分引き上げを行うものとなりますので、0.025月分の引き上げの改定を行うものであります。今回の改正では、令和元年度からの期末手当の割合について引き上げを行っておりますが、本町においては特別職の判断により、遡及を行わず来年度から引き上げを行うものでございます。

詳細の説明については、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

第4条第2項、通勤手当及び期末手当、現行では期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の167.5となっておりますが、改正後については100分の170の割合となる改正を行うものでございます。

議案書12ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとなります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 亙理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亙理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第3号でございます。亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は13ページでございます。新旧対照表は5ページとなります。お開きをお願いしたいと思います。

初めに、議案書13ページをごらんいただきます。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正につきましては、前議案の第2号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と全て同様に、令和元年8月7日付の人事院勧告によるもので、議員の期末手当に関して変更の改正を行うものであります。また、議員各位のご理解のもと、第2号議案と同様に遡及を行わず、来年度から引き上げを行うものという内容でございます。

説明については、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思っております。

第5条第3項、期末手当、現行では期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の167.5となっておりますが、改正後については100分の170の割合と改正を行うものでございます。

議案書13ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとなります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第4号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の14ページをごらん願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名は、平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事です。

請負金額は、変更後金額が1億4,556万2,300円であり、516万2,300円の増額です。

契約の相手方は、株式会社阿部工務店です。

請負金額の増額が必要となった主な理由につきましては、次のページ、15ページの資料をごらん願います。

本工事につきましては、亶理町震災復興計画の避難道路整備事業に位置づけされている町道荒浜江下線において、町道荒浜築港線、ちょうど荒浜中学校のところから西へ向かい九号排水路付近までの693メートルの区間において道路改良工事を実施するものでございます。

工事概要をごらん願いますが、今回の変更につきましては、排水工において一部減工する部分もございますが、増額となった主な理由につきましては、本路線については、施工区間の一部において国有林の一部を利用し道路を拡幅、新設する設計としており、国有林を取得の上、道路とするため路床等の置きかえを行う設計としておりましたが、置きかえのため掘削を行ったところ土砂の中に震災瓦れきが多く混入しており、土砂と瓦れきのふるい分け作業を行わないと瓦れき類の処分が困難であるため、附帯工といたしまして現場発生物のふるい分け及び処分のための費用が増額となったものであります。

なお、工期につきましては、変更前と同じであります。

16ページ以降に、位置図、平面図、標準横断図を添付しておりますので、参照を願います。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） また現場から瓦れきが出てきたと、こういうことでございましたけれども、大体亘理町では95%以上の復興完了と、このように聞いております。また、私は大分おさまったのかなと思いましたが、そういった中に瓦れきが30.6立米、これだけ出てきたということでございますけれども、これは工事前にはわからなかったのかどうか、これを伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事前にですが、一度瓦れきの処理を表面上行っている土地でございますので、掘って全部調べなければわからないということになりますので、着手前はわからなかったこととございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） わからないということでございますけれども、まず30.6立米、これは私比重換算して、どのぐらいのトン数かなと思って見てみました。そうしますと、トン当たり比重1.48立米、間違っていたらごめんなさいね、そしたら後で教えていただきますので。となりますと、約45トンの瓦れきでございます。この45トンの瓦れきは、どこへ捨てるのかですね、廃棄するのか。その件ちょっと伺い

ます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらは最終処分となりますので、町内には処分場ありませんので、岩沼、名取とか、そちらの処分場のほうに搬出してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 今回、私も、震災瓦れきが30.6立米出てきたということは、まず一つの驚きであったというふうに私感想を申し上げます。

それで、この埋設されていた面積なんですけど、ここ藤平橋の4ヘクタールの国有地だと思うんですけども、ここは実際に瓦れきの処理をまず震災後行っていたところだったのか、どのような形で瓦れき処理を行ったのかというようなことがまず1点なんですけど、そして、その埋設されていた面積はどれくらいの面積だったのか。まず、ここをお聞きしたいです。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 当時の瓦れきの処理につきましては、表面上の撤去をしたという認識でおります。

あと、今回の道路に該当する面積につきましては、全体で、道路部分につきましては約5,900平米でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） そこで、この処理について、やっぱり瓦れきといえどもどういった瓦れきが混入していたのか。そしてまた、やはりまだ月命日で搜索しているというような現状がある中で、慎重に、手順はどうやってこの瓦れきの選別、見きわめを行ったのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 瓦れきの種類につきましては、木材、瓦、トタン、コンクリートなどが主なものとして出てきております。その処分方法につきましては、バックホウでふるい分けたんですが、バケットに網目がついているふるいつきのものがございまして、それによって丁寧にふるって確認してございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第5号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第5号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。別冊でお配りの一般会計補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,074万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億9,955万6,000円とする。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるとするものです。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の11ページ、12ページをお開き願います。

初めに、第1款議会費から10款教育費まで各款にわたり職員の人件費の補正及び各種特別会計への繰出金の補正を行っておりますが、これは人事院勧告に基づく

給与改定等に伴うもの、さらには4月以降の人事異動に伴う職員の人件費の補正であります。

また、職員人件費等以外の補正につきましては、19ページ中段になります。8款土木費4項6目細目8防災集団移転促進事業費において、江下団地の防災調整池にポンプ施設を整備するための設計業務委託料480万円を追加補正するものであります。

以上が歳出補正予算の説明になります。

続きまして、歳入補正予算についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開き願います。

歳入補正予算につきましては、今回の補正予算に係る調整財源として18款繰入金1項1目1節財政調整基金繰入金2,074万1,000円を減額補正するものであります。

以上が歳入予算の説明になります。

最後に、第2表繰越明許費をご説明いたしますので、戻りまして4ページをごらん願います。

第2表繰越明許費につきましては、ただいま歳出補正予算8款土木費でご説明いたしました防災集団移転促進事業の江下団地防災調整池ポンプ施設設計業務委託について、年度内の完了が難しいことから、令和2年度に繰り越すための限度額480万円を設定するものであります。

以上で、議案第5号 亶理町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 20ページ、防災集団移転促進事業費の亶理町江下団地防災調整池ポンプ設置設計業務委託料の480万円計上でございます。これは、台風19号によりまして江下団地の調整池から雨水があふれ出たというふうなことで、道路が冠水したわけでございます。この対策ということで理解しているわけでございますが、この調整池にポンプを設置して調整排水をするというふうなことの計画で計上だと思うんですけども、この放流先ですね。亶理承水路、そして鑑川、将来、そこから鳥の海まで流れるわけでございます。その辺の考えはどのようなふうになっているかお伺いいたします。



議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 調整池からの排水先になりますけれども、現在も今の調整池から一番先に放流している場所が岩地蔵排水路、それを通りまして鏡川に流れて外湾に出ているということになります。今回の調整池のポンプにつきましても、岩地蔵に直接排水するという計画で進めたいというものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 今回、鏡川の高潮、それによってのみ込みが悪かったというふうな状況がございます。そうした場合に、岩地蔵排水路、そこに、鏡川にのみ込めなくて逆流等々もあったわけでございますが、岩地蔵排水だけにした場合の限度という、その辺はどのようなふうに考えるわけですか。例えば逆流しないようなゲートを設けるとか、その辺の考えはどのようなふうに考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 逆流防止のフラップゲートにつきましては、現在も自然流下についております。ただ、それ以上に水位が上昇するという事で、岩地蔵のほうに調整池の水が排水できないという状況になっておりますことから、今回は、その岩地蔵排水路の高い位置に排水をしたいというふうに計画を考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） この江下団地だけでなく、江下団地のこの調整池には、周辺、土地開発している宅地がございます。その辺の宅内からの側溝で、ここに集まってくる可能性も十分あるわけですね。そうした場合に、この雨水の容量まで含めて、今回のこの設計業務のほうに考慮して取り組むべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） その辺の内容につきましても、今回の詳細設計の中で検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第6号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第6号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

議案第6号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,052万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給

与改定等により、1款1項1目一般管理費の給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金の人件費の補正で、合計344万9,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、歳出の人件費の財源であります6款1項1目一般会計繰入金の事務費繰入金について、歳出と同額の344万9,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和元年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第7号 令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第7号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）をご準備ください。

1ページをお開きください。

議案第7号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,835万8,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費50万1,000円の減額補正につきましては、4月以降の人事異動と人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金50万1,000円の減額補正につきましては、一般会計からの繰入金の減額というところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算  
（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第8号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第8号についてご説明を申し上げますので、令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）をご準備いただきたいと思っております。

初めに、1ページをお開きください。

議案第8号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億785万6,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費75万2,000円の増及び4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費6万円の増でございますが、これは4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によりまして追加補正するものでございます。

5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整として1万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3款2項3目、5款4項2目及び8款1項3目の地域支援事業交付金と繰入金の増額補正につきましては、いずれも歳出におけます地域支援事業費の増によりまして、それぞれの割合で補正するものでございます。

8款1項4目事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の増額に伴い75万2,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第9号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第9号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

議案第9号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,508万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、4月以降の人事異動及び人事院勧告に伴う給与等の改定により、1款1項1目一般管理費の給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金の人件費の補正で、109万円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います

今回の歳入の補正につきましては、歳出の人件費の財源であります3款1項1目事務費繰入金について、歳出と同額の109万円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 令和元年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和元年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第10号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の水道事業会計補正予算書をご用意いたします。1ページをお開きください。

議案第10号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用、既決予定額8億749万1,000円に149万8,000円を増額し、8億898万9,000円とするものでございます。第1款第2項営業外費用、既決予定額5,988万2,000円から260万円を減額し、5,728万2,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出。1款1項2目配水及び給水費の149万8,000円の増額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改正等によるものでございます。同じく2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の260万円の減額につきましては、平成30年度債の利息の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第14、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、報告第1号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の19ページをお開き願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和元年12月11日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次のページ、20ページをごらん願います。

こちらが専決処分書になります。平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亶議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、次の21ページ、資料をごらん願います。

改めまして、工事名につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事です。

変更契約年月日が、令和元年12月11日。

請負金額は、変更後金額が1億4,274万4,100円であり、234万4,100円の増額です。

なお、契約の相手方は、株式会社阿部工務店です。

本工事については、亶理町震災復興計画の避難道路整備事業に位置づけされている町道荒浜江下線において、御狩屋橋の架替工事を行うものです。今回変更契約

を行った理由につきましては、工事概要に記載のとおり、橋梁架替工事における護岸工において、当初の予定では既存の護岸を連節ブロック張りによる復旧としておりましたが、現地との構造が異なっていたため、のりどめブロックを使用し、平ブロック張りによる復旧に変更したため、増額となったものです。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

22ページ以降に、位置図、平面図、標準横断図等を添付しておりますので、参照を願います。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についての説明を終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

#### 日程第15 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第15、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第2号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の28ページをごらん願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和元年12月13日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次のページ、29ページをごらん願います。専決処分書になります。

平成30年度亘理町立亘理中学校空調設備改修工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分をしたものです。

概要につきましては、隣の30ページの資料をごらん願います。

改めまして、工事名は、平成30年度亘理町立亘理中学校空調設備改修工事（繰越）です。

変更契約年月日が、令和元年12月13日。

請負金額は、変更後金額が5,716万8,100円であり、245万1,900円の減額になります。

契約の相手方は、株式会社光和電設となります。

本工事につきましては、国の交付金を活用し、町内小中学校の普通教室に空調設備を整備する事業となります。今回の亘理中学校の変更につきましては、工事概要をごらん願いますが、当初の設計では電線管の経路について厚鋼電線管による露出配管としておりましたが、現場精査の結果などから、波つき硬質樹脂管の地下埋設配管に変更することにより厚鋼電線管及びプルボックスの数量を大幅に減らすことができ、工事費を減額することが可能であることが判明したことから、経済性のよい工法に変更したものでございます。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

工事施工箇所等については、31ページ以降の平面図をご参照を願います。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第2号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和2年1月第3回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 森 義洋

署名議員 渡邊 健一